

Press Release

2015年3月10日

公開買付け条件の変更について

- ・ 公開買付けの応募比率における下限設定を40%に変更
- ・ 2014年度のAG社予定配当額を反映し、買付価格を30.55ユーロに修正
- ・ 本公開買付け期間を2015年3月25日まで2週間延長

DMG 森精機株式会社(以下「CO社」)とDMG MORI SEIKI AG(以下「AG社」)は、公開買付けの成立条件である下限設定を50%+1株から40%に変更する修正契約をドイツ時間3月9日に締結いたしました。同時に、DMG MORI GmbH(以下「公開買付者」)は、2014年度のAG社予定配当額0.55ユーロを反映し、買付価格を一株あたり30.55ユーロに修正しました。

既に2015年3月5日時点で、CO社と公開買付者は、AG社に対する持株比率を38.52%に引き上げることで、AG社株主総会で過半数の議決権を取得する目標を達成しました。更に今回の修正契約を締結することで、CO社とAG社は公開買付けの不確定要素を排除し、強制公開買付けの可能性を回避することに合意しました。

今回の公開買付け条件の変更により、公開買付け期間は関係法令の定めにより14日間延長され、AG社株主は保有株式を3月25日まで応募することができるようになります。本公開買付けの決済は、2015年4月を予定しております。

更に、ドイツの有価証券取得買付法(WpÜG)第23条第1項1文の1に基づいて行ったドイツ時間3月9日の公示とは別に、CO社は、市場外で、ドイツ時間3月9日、1,674,300株(総発行株数の2.12%に該当)の買付けを行い、上記の通り設定された新規下限設定の条件を達成しました。

DMG 森精機株式会社 取締役社長 森 雅彦

「今回の合意は、両社及びその株主の利益を最善の形で実現するものです。この合意は、全てのステーク・ホルダーに対して本公開買付けの確実性を明確に示すとともに、両社経営陣のリソースを消耗させたりであろう強制公開買付けの可能性を排除するものです。」

DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT CEO Dr. Rüdiger Kapitza (ルーディガー・カピッツァ)

「CO社による更なる株式取得と修正契約により、下限設定の条件は満たされました。こうすることにより、両社は、自らの業績とお客様のパフォーマンスの最適化に向けて尽力していくことができるでしょう。」

免責事項

この書面は情報提供目的のみを目的とします。この書面は、DMG MORI SEIKI AG株式の売却の勧誘でもなく、DMG MORI SEIKI AG株式の買取りの申し出でもありません。DMG MORI SEIKI AG株式の買付けの申し出は、DMG MORI GmbHによる、2015年2月11日に発行され、3月9日に変更された、任意の公開買付けの買付け書類のみにて行われ、その条件のみに拘束されます。公開買付け書類は、<http://www.onebrandfortheworld.de>で閲覧可能です。DMG MORI SEIKI AG株式に対する任意の公開買付けは、ドイツ法及び特定の適用ある米国及びカナダ法に基づいてのみ行われます。任意の公開買付けは、ドイツ法及び特定の適用ある米国及びカナダ法以外の条項に準拠して実行されることはありません。